

ビ 第 1 0 8 1 号

令和元年 10 月 28 日

兵庫県議会議長

長 岡 壯 壽 様

兵庫県知事

井 戸 敏 三



県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和元年度及び2年度前半に策定・改定予定の計画について、別紙のとおりとりまとめましたので報告します。

令和元年度及び令和2年度前半に策定・改定予定の計画について

1 趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に関し、令和元年度及び令和2年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 策定・改定予定計画の区分と概要

(1) 基本的な計画（議決対象）

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県地域創生戦略 (改定)	[位置づけ] ・まち・ひと・しごと創生法第9条に規定する都道府県まちひとしごと創生総合戦略 [内容] ・地域毎の特性や強みを活かした2024年までの5年間の目標・施策	R2～6 (5年)	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済み	企画県民部 地域創生局 地域創生課
ひょうご子ども・子育て未来プラン (改定)	[位置づけ] ・次世代育成支援対策推進法第9条、子ども・子育て支援法第62条第1項等に基づく法定計画。少子対策・子育て支援に係る基本計画 [内容] ・2024年度までの少子対策・子育て支援に関する取組を総合的かつ体系的に推進するための目標・推進方策 ・就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画 等	R2～6 (5年)	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済み	健康福祉部 少子高齢局 こども政策課

(2) 基本的な計画ではない計画（議決対象外）

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画、具体的施策を記載する実施計画等

(7) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県強靱化計画 (改定)	[位置づけ] ・国土強靱化基本法第13条に基づき、県土の強靱化に関する施策をとりまとめる事業実施計画 [内容] ・想定する災害とリスク、県土強靱化にかかるハード・ソフト整備の推進方針等	R2～6 (5年)	県土の強靱化に関する具体的施策を示す計画のため	企画県民部 ビジョン局 ビジョン課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
ひょうご公共交通10 カ年計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策基本法第9条（地方公共団体の責務）に基づく公共交通施策を取りまとめた計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後10年間の県内公共交通施策の推進方向 	R2～11 (10年)	ひょうご21世紀交通ビジョン（議決対象）の下位計画であり、公共交通という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画のため	県土整備部 県土企画局 交通政策課

(イ) 新規に策定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県アレルギー疾患対策推進計画	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく県民のアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー疾患の重症化の予防及び症状軽減のための施策、患者の状態に応じた適切な医療体制の整備等 	R2～6 (概ね5年)	アレルギー疾患対策という個別分野の具体的な対策を示す計画のため	健康福祉部 健康局 疾病対策課
兵庫県社会的養育推進計画	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき「子どもの権利保障」と「子どもの家庭養育優先原則」を実現するための計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養育の体制整備の基本的考え方 子どもの権利擁護の取組等 	R2～11 (10年)	国の要領を踏まえて策定する、子どもの社会的養育という個別分野の施策を示す計画のため	健康福祉部 少子高齢局 児童課
兵庫県気候変動適応計画	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動適応法第12条に基づき、適応の面から気候変動対策を推進するための計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動影響による被害を回避・軽減するための基本方針、施策内容等 	R1～12 (12年)	兵庫県環境基本計画（議決対象計画）の下位計画であり、気候変動への適応という個別分野の具体的な施策を示す計画のため	農政環境部 環境管理局 温暖化対策課
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する兵庫県計画	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設職人基本法に基づき策定された基本計画（国計画）を勘案して策定する、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するための基本方針、施策内容等 	R1～ (期間の定めなし)	国の基本計画を踏まえて策定する、建設工事従事者の安全・健康の確保という個別分野の具体的な施策を示す計画のため	県土整備部 県土企画局 総務課 建設業室

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県高潮対策10箇年計画	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 高潮に対する防災施設の整備を計画的・効率的に推進するための対策をとりまとめた事業実施計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤及び河川堤防の嵩上げ対策等 	R1～10 (10年)	ひょうご社会基盤整備基本計画(議決対象計画)の下位計画であり、高潮対策という個別分野の具体的対策を示す計画のため	県土整備部 土木局 港湾課・ 総合治水課
兵庫県自転車活用推進計画	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車活用推進法第10条に基づき、自転車の活用推進に関する施策を定めた計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車に関する課題、地域特性・地域資源を活かした施策、実施主体、スケジュール等 	R1～5 (5年)	ひょうご社会基盤整備基本計画(議決対象計画)の下位計画であり、自転車の活用という個別分野の具体的な施策を示す計画のため	県土整備部 土木局 道路企画課
新広域道路交通計画	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な物流拠点等へのアクセス道路について、高規格幹線道路をベースに道路網図等により示す計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平常時・災害時を問わず安定的な物流に資する広域的道路ネットワーク 	概ね20～30 年間	国における重要物流道路の指定を踏まえて策定する、県内の物流拠点へのアクセスという個別分野の具体的内容を示す計画のため	県土整備部 土木局 道路企画課
兵庫県文化財保存活用大綱	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法第183条の2に基づき、県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化する計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・活用に関する基本的な方針、保存・活用を図るために講ずる措置 域内の市町への支援方針、防災・災害発生時の対応 	R2～11 (10年)	国の基本方針を踏まえて策定する、文化財の保存・活用という個別分野の具体的な施策を示す計画のため	教育委員会 事務局 文化財課